

第46回通常総会資料

日 時 令和8年6月29日（月） 午後3時

場 所 アップルパレス青森（青森市本町）

一般社団法人青森県農業経営研究協会

第 次

1 開 会

2 理事長あいさつ

3 来 賓 祝 辞

4 総会成立報告

5 議 長 選 任

6 議事録署名者選任

7 議 事

第1号議案	令和7年度事業報告、収支決算及び財産目録について
第2号議案	令和7年度公益目的支出計画実施報告書について
第3号議案	令和8年度事業計画(案)、収支予算(案)について
第4号議案	令和8年度会費等について
第5号議案	役員改選について

8 閉 会

第1号議案 令和7年度事業報告、収支決算及び財産目録について

I 事業報告

1 事業の概要

地方独立行政法人青森県産業技術センター農林総合研究所の支援のもと、計画どおり各事業を実施した。

2 事業の実施状況

(1) 奨励普及事業

1) 令和7年度「研究成果発表会」

令和7年6月16日(月) 16:00～16:45 アップルパレス青森 3階「ねぶたの間」(青森市)

発表：水稻移植栽培とV溝乾田直播栽培にスマート農機を体系利用した場合の作業性と経済性評価
地方独立行政法人青森県産業技術センター農林総合研究所(黒石市)

スマート農業推進室 主任研究員 千葉 祐太 氏

対談：スマート農機の上手な活用法

地方独立行政法人青森県産業技術センター農林総合研究所

スマート農業推進室 室長 工藤予志夫 氏

主任研究員 千葉 祐太 氏

2) 令和7年度「特別講演会」

令和8年3月12日(木) 14:45～15:45 アップルパレス青森 3階「ねぶたの間」(青森市)

演題：地域資源を活用したアグリビジネスの可能性

講師：株式会社寅福プラント 代表取締役社長 加藤 夢人 氏(むつ市)

(2) 優良経営等表彰事業

1) 第44回「青森県農業経営研究協会賞」

① 選考委員会

令和7年11月5日(水) 13:30～15:00 アップルパレス青森 2階「マリアージュ」(青森市)

② 表彰候補者現地調査

令和7年12月3日(水) 10:00～11:30 表彰候補者の農場・施設等

③ 表彰式

令和8年3月12日(木) 13:30～14:15 アップルパレス青森 3階「ねぶたの間」(青森市)

受賞者：有限会社悠久の郷 代表取締役 宮崎 悠 氏(五所川原市)

業績：1. 鉢花生産における栽培から販売・マーケティングまでの仕組みを自ら確立

2. 経営管理の徹底により安定した利益を確保し、持続可能な鉢花経営モデルを創出

④ 受賞者業績集の発行

2)「農業イノベーション提案賞」

① 審査会

令和7年10月29日（水）13:30～14:45 アップルパレス青森 2階「マリアージュ」（青森市）

② 表彰式

令和8年3月12日（木）14:15～14:35 アップルパレス青森 3階「ねぶたの間」（青森市）

最優秀賞：千葉 祐太 氏（地方独立行政法人青森県産業技術センター農林総合研究所 主任研究員）

優秀賞：高橋 泰生 氏（地方独立行政法人青森県産業技術センター農林総合研究所 研究員）

優良賞：及川 聡子 氏（地方独立行政法人青森県産業技術センター農林総合研究所 研究員）

〈参考〉農業イノベーション提案賞について

令和7年度の事業として実施したもので、本県農業の発展と農村生活の向上を目指し、革新的で実現可能な「研究アイデア」を募集。表彰式にて最優秀賞を含む3賞を発表。

3 会員の状況

（単位：人、団体）

区 分	令7.3.31 現 在	異 動		令8.3.31 現 在
		入 会	退 会	
正 会 員	6 3	2	3	6 2
特別会員	4	0	3	1
賛助会員	1 7	0	0	1 7
計	8 4	2	6	8 0

4 会議の開催状況

日 時	会 議 名	内 容
R7.5.15(木) 13:30～14:30	監査会 アップルパレス青森 2階「錦の間」	令和6年度事業実績、収支決算及び財産目録について
R7.5.19(月) 13:30～15:00	第1回理事会 アップルパレス青森 2階「マリアージュ」	(1)監査会について〈報告〉 (2)第45回通常総会提出議案について (3)青森県農業経営研究基金の取り崩しについて (4)青森県農業経営研究基金の運用について (5)研究アイデアの表彰について (6)第45回通常総会並びに研究成果発表会、懇親会の開催について (7)今後のスケジュールについて
R7.6.16(月) 15:00～15:45	第45回通常総会 アップルパレス青森 3階「ねぶたの間」	(1)令和6年度事業報告、収支決算及び財産目録について (2)令和6年度公益目的支出計画実施報告書について (3)令和7年度事業計画(案)、収支予算(案)について (4)令和7年度会費等について (5)役員の一部改選について
R7.6.16(月) 15:45～16:00	第2回理事会 アップルパレス青森 3階「ねぶたの間」	(1)理事長及び副理事長の選定について
R7.10.29(水) 14:50～15:30	第3回理事会 アップルパレス青森 2階「マリアージュ」	(1)令和8年度の事業運営について (2)今後のスケジュールについて

※ 通常総会と同日開催のイベント終了後（17:00～）、会員相互の交流を深めるため懇親会を実施。



第45回通常総会 並びに 令和7年度研究成果発表会



第44回「青森県農業経営研究協会賞」表彰式
並びに「農業イノベーション提案賞」表彰式 及び 令和7年度特別講演会

Ⅱ 収 支 決 算

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
一般社団法人青森県農業経営研究協会

1 収入の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減 額	備 考
1 会員会費収入	523,000	511,000	△ 12,000	
1) 個人会費収入	183,000	171,000	△ 12,000	57人×@3,000 171,000
2) 賛助会費収入	340,000	340,000	0	17団体×@20,000 340,000
2 未収会費収入	36,000	15,000	△ 21,000	
3 基金取り崩し収入	2,700,000	2,700,000	0	
4 基金運用収入	10,000	8,735	△ 1,265	定期預金利息
5 雑収入	1,683	2,752	1,069	普通預金利息
6 前期繰越	1,654,317	1,654,317	0	
合 計	4,925,000	4,891,804	△ 33,196	

2 支出の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減 額	備 考
1 運営費	3,425,000	2,031,748	△ 1,393,252	
1) 会議費	600,000	266,706	△ 333,294	
(1) 総会費	400,000	154,880	△ 245,120	
(2) 役員会費	200,000	111,826	△ 88,174	
2) 事務費	2,825,000	1,765,042	△ 1,059,958	
(1) 賃金	1,600,000	1,141,757	△ 458,243	
(2) 旅費	25,000	31,070	6,070	庶務旅費
(3) 交際費	180,000	48,020	△ 131,980	懇親会会費補助 38,500 謝品(農林総合研究所) 9,520
(4) 消耗品費	100,000	4,700	△ 95,300	事務用品
(5) 印刷製本費	200,000	92,950	△ 107,050	印刷代(総会資料他)
(6) 修繕費	80,000	0	△ 80,000	
(7) 役務費	180,000	158,052	△ 21,948	電話料 64,852 郵便料、宅配料 93,200
(8) 備品費	200,000	199,980	△ 20	パソコン代(付属品を含む)
(9) 負担金	30,000	20,000	△ 10,000	田中稔稲作顕彰会(共催負担金)
(10) 手数料	20,000	2,530	△ 17,470	振込手数料
(11) 公租公課	50,000	13,425	△ 36,575	登録免許税、収入印紙代
(12) 保険料	30,000	19,558	△ 10,442	労働保険料、傷害保険料
(13) 食糧費	30,000	0	△ 30,000	
(14) 広告宣伝費	100,000	33,000	△ 67,000	ホームページ管理費
2 事業費	1,500,000	931,157	△ 568,843	
1) 奨励普及事業費	400,000	101,710	△ 298,290	
(1) 講演会等実施費	400,000	101,710	△ 298,290	講師旅費(謝金不可団体) 6,540 講師謝金 27,500 会場費 44,000 郵便料(講演会資料他) 23,670
2) 表彰事業費	1,100,000	829,447	△ 270,553	
(1) 表彰事業費	1,100,000	829,447	△ 270,553	賞金(協会賞、提案賞) 200,000 賞状、楯代 109,699 印刷代(業績) 62,700 表彰式(会場費他) 375,390 選考・調査費 55,668 郵便料(推薦依頼他) 25,990
3 基金積立費	0	0	0	
4 予備費	0	0	0	
合 計	4,925,000	2,962,905	△ 1,962,095	

【 収入合計 】 4,891,804

【 支出合計 】 2,962,905

【 差引金額 】 1,928,899

Ⅲ 貸 借 対 照 表

令和8年3月31日現在
一般社団法人青森県農業経営研究協会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
【Ⅰ】資産の部			
1 流動資産			
現金	117,238	366,315	△ 249,077
普通預金	2,040,829	1,467,717	573,112
未収金	9,000	36,000	△ 27,000
流動資産合計	2,167,067	1,870,032	297,035
2 固定資産			
(1) 特定資産			
基本資産			
定期預金	11,250,000	13,950,000	△ 2,700,000
投資有価証券	0	0	0
特定資産合計	11,250,000	13,950,000	△ 2,700,000
固定資産合計	11,250,000	13,950,000	△ 2,700,000
資産合計	13,417,067	15,820,032	△ 2,402,965
【Ⅱ】負債の部			
1 流動負債			
未払金	168,110	101,871	66,239
前受会費	48,000	60,000	△ 12,000
預り金	13,058	17,844	△ 4,786
流動負債合計	229,168	179,715	49,453
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	229,168	179,715	49,453
【Ⅲ】正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2 一般正味財産	13,187,899	15,640,317	△ 2,452,418
(うち特定資産への充当額)	(11,250,000)	(13,950,000)	(△2,700,000)
正味財産合計	13,187,899	15,640,317	△ 2,452,418
負債及び正味財産合計	13,417,067	15,820,032	△ 2,402,965

IV 財 産 目 録

令和8年3月31日現在
一般社団法人青森県農業経営研究協会

(単位:円)

科 目	金 額			備 考
【Ⅰ】資産の部				
1 流動資産				
現金預金	2,158,067			
現金手許有高	117,238			
普通預金	2,040,829			
青森みちのく銀行	1,542,902			黒石支店 (口座No.1146696)
青森みちのく銀行	7,439			黒石内町支店(口座No.2725479)
青森農業協同組合	490,488			大野支店 (口座No.0030245)
未収会費	9,000			延べ3人分
流動資産合計		2,167,067		
2 固定資産				
特定資産				
基本資産	11,250,000			
定期預金	11,250,000			
青森みちのく銀行	10,000,000			
青森農業協同組合	1,250,000			
投資有価証券	0			
特定資産合計	11,250,000			
固定資産合計		11,250,000		
資産合計			13,417,067	
【Ⅱ】負債の部				
1 流動負債				
未払金	168,110			賃金(翌月払い)、傷害保険料
前受会費	48,000			
預り金	13,058			源泉所得税(賃金分、謝金分)
流動負債合計		229,168		
負債合計			229,168	
正味財産			13,187,899	

V 正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
一般社団法人青森県農業経営研究協会
(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
【Ⅰ】一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①特定資産運用益			
特定資産受取利息	8,735	284	8,451
②受取会費（期末会員数）			
正会員受取会費（62名）	186,000	189,000	△ 3,000
賛助会員受取会費（17団体）	340,000	340,000	0
③雑収益			
雑収益	2,752	631	2,121
経常収益計	537,487	529,915	7,572
(2) 経常費用			
①事業費			
奨励普及事業費	101,710	306,175	△ 204,465
表彰事業費	829,447	602,169	227,278
②管理費			
会議費	266,706	377,774	△ 111,068
賃金	1,141,757	875,841	265,916
旅費	31,070	2,400	28,670
交際費	48,020	26,791	21,229
消耗品費	4,700	47,754	△ 43,054
印刷製本費	92,950	59,400	33,550
修繕費	0	0	0
役務費	158,052	70,435	87,617
備品費	199,980	0	199,980
負担金	20,000	20,000	0
手数料	2,530	2,200	330
公租公課	13,425	10,000	3,425
保険料	19,558	15,301	4,257
食糧費	0	0	0
広告宣伝費	33,000	33,000	0
貸倒会費	27,000	6,000	21,000
経常費用計	2,989,905	2,455,240	534,665
当期経常増減額	△ 2,452,418	△ 1,925,325	△ 527,093
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,452,418	△ 1,925,325	△ 527,093
一般正味財産期首残高	15,640,317	17,565,642	△ 1,925,325
一般正味財産期末残高	13,187,899	15,640,317	△ 2,452,418
【Ⅱ】指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
【Ⅲ】正味財産期末残高	13,187,899	15,640,317	△ 2,452,418

第2号議案 令和7年度公益目的支出計画実施報告書について

〈別紙①〉 参照

令和7年度監査報告

一般社団法人青森県農業経営研究協会
理事長 渋谷 義 仁 殿

私たち監事は、当協会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第99条第1項）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第36条及び第45条（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第36条及び第45条）の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書を監査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査しました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当協会の財産及び損益の状況を全て重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和8年5月27日

一般社団法人青森県農業経営研究協会

監事 中 野 晋 ㊟

監事 飯 田 敏 夫 ㊟

令和7年度公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告

一般社団法人青森県農業経営研究協会
理事長 渋谷 義 仁 殿

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度事業年度における公益目的支出計画実施報告書について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第2項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第1項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第199条において準用する同法第124条第1項）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則第43条の規定に基づき、本報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、当該事業年度に係る公益目的支出計画実施報告書について検討しました。

2 監査意見

当法人の公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い、法人の公益目的支出計画の実施状況を正しく示していると認めます。

令和8年5月27日

一般社団法人青森県農業経営研究協会

監事 中 野 晋 ㊟

監事 飯 田 敏 夫 ㊟

I 事業計画(案)

1 方針

本県農業の発展及び農村生活の改善向上に資する事業内容とする。

事業の実施に当たっては、地方独立行政法人青森県産業技術センター農林総合研究所の支援のもと、奨励普及事業及び優良経営等表彰事業に取り組む。

2 事業計画

(1) 奨励普及事業

各種講演会等の開催

(2) 優良経営等表彰事業

- 1) 第45回「青森県農業経営研究協会賞」の表彰
- 2) 第45回「青森県農業経営研究協会賞」受賞者業績集の発行

3 会員の状況

(単位：人、団体)

区 分	令 8. 4. 1 現 在
正 会 員	6 0
特別会員	1
賛助会員	1 7
計	7 8

注) 令和7年度末→令和8年度期首の異動

正会員：入会1・退会3

Ⅱ 収 支 予 算 (案)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
一般社団法人青森県農業経営研究協会

1 収入の部

(単位:円)

項 目	予 算 額		増 減 額	備 考
	前 年 度	本 年 度		
1 会員会費収入	523,000	520,000	△ 3,000	
1) 個人会費収入	183,000	180,000	△ 3,000	60人(期首)×@3,000 180,000
2) 賛助会費収入	340,000	340,000	0	17団体(期首)×@20,000 340,000
2 未収会費収入	36,000	9,000	△ 27,000	R7年度分(3人×@3,000) 9,000
3 基金取り崩し収入	2,700,000	2,750,000	50,000	
4 基金運用収入	10,000	7,000	△ 3,000	
5 雑収入	1,683	5,101	3,418	
6 前期繰越	1,654,317	1,928,899	274,582	
合 計	4,925,000	5,220,000	295,000	

2 支出の部

(単位:円)

項 目	予 算 額		増 減 額	備 考
	前 年 度	本 年 度		
1 運営費	3,425,000	3,420,000	△ 5,000	
1) 会議費	600,000	650,000	50,000	
(1) 総会費	400,000	400,000	0	
(2) 役員会費	200,000	250,000	50,000	
2) 事務費	2,825,000	2,770,000	△ 55,000	
(1) 賃金	1,600,000	1,600,000	0	事務員・アルバイト給与
(2) 旅費	25,000	40,000	15,000	庶務旅費
(3) 交際費	180,000	80,000	△ 100,000	懇親会会費補助等
(4) 消耗品費	100,000	100,000	0	事務用品
(5) 印刷製本費	200,000	200,000	0	印刷代
(6) 修繕費	80,000	80,000	0	備品修理
(7) 役務費	180,000	200,000	20,000	電話料、郵便料
(8) 備品費	200,000	200,000	0	PC周辺機器故障・更新等
(9) 負担金	30,000	40,000	10,000	田中稔稲作顕彰会(会費)
(10) 手数料	20,000	20,000	0	振込手数料
(11) 公租公課	50,000	50,000	0	登録免許税
(12) 保険料	30,000	30,000	0	労働保険、傷害保険
(13) 食糧費	30,000	30,000	0	来客用飲料
(14) 広告宣伝費	100,000	100,000	0	ホームページ管理費
2 事業費	1,500,000	1,500,000	0	
1) 奨励普及事業費	400,000	400,000	0	
(1) 講演会等実施費	400,000	400,000	0	
2) 表彰事業費	1,100,000	1,100,000	0	
(1) 表彰事業費	1,100,000	1,100,000	0	
3 基金積立費	0	0	0	
4 予備費	0	300,000	300,000	物価高騰等への備え
合 計	4,925,000	5,220,000	295,000	

Ⅱ 収支予算(損益ベース)(案)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
一般社団法人青森県農業経営研究協会
(単位:円)

科 目	本年度	前年度	増 減
【Ⅰ】一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①特定資産運用益			
特定資産受取利息	7,000	10,000	△ 3,000
②受取会費 (未収会費を含む)			
正会員受取会費	189,000	219,000	△ 30,000
賛助会員受取会費	340,000	340,000	0
③雑収益			
雑収益	5,101	1,683	3,418
経常収益計	541,101	570,683	△ 29,582
(2) 経常費用			
①事業費			
奨励普及事業費	400,000	400,000	0
表彰事業費	1,100,000	1,100,000	0
②管理費			
会議費	650,000	600,000	50,000
賃金	1,600,000	1,600,000	0
旅費	40,000	25,000	15,000
交際費	80,000	180,000	△ 100,000
消耗品費	100,000	100,000	0
印刷製本費	200,000	200,000	0
修繕費	80,000	80,000	0
役務費	200,000	180,000	20,000
備品費	200,000	200,000	0
負担金	40,000	30,000	10,000
手数料	20,000	20,000	0
公租公課	50,000	50,000	0
保険料	30,000	30,000	0
食糧費	30,000	30,000	0
広告宣伝費	100,000	100,000	0
経常費用計	4,920,000	4,925,000	△ 5,000
当期経常増減額	△ 4,378,899	△ 4,354,317	△ 24,582
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 4,378,899	△ 4,354,317	△ 24,582
一般正味財産期首残高	13,187,899	15,640,317	△ 2,452,418
一般正味財産期末残高	8,809,000	11,286,000	△ 2,477,000
【Ⅱ】指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
【Ⅲ】正味財産期末残高	8,809,000	11,286,000	△ 2,477,000

第4号議案 令和8年度会費等について

(1) 令和8年度会費については現行どおりとする。

正 会 員 年会費 3, 0 0 0 円

賛助会員 年会費 2 0, 0 0 0 円

(2) 令和8年度の会費納入期限は令和8年9月30日（水）までとする。

第5号議案 役員改選について

〈別紙②〉 参照

一般社団法人青森県農業経営研究協会定款

昭和56年 9月14日認可
昭和57年 2月12日一部変更
平成14年 2月27日一部変更
平成16年 2月20日一部変更
平成17年 2月14日一部変更
平成21年10月20日一部変更
平成22年 9月 9日一部変更
平成24年 4月 1日一部変更

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人青森県農業経営研究協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県黒石市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、農業経営、農業経済及び農村生活に関する調査及び研究の推進と経営技術・知識の普及を図り、本県農業の発展及び農村生活の改善向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業経営に関する技術及び知識の奨励普及
- (2) 優良経営農家及び団体並びに優れた研究者の表彰等
- (3) 農業経営、農業経済及び農村生活に関する調査・研究に対する支援
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、青森県内において行うものとする。

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 特別会員 この法人の運営上特に必要と思われる各界の代表者及び学識経験者で、総会において推薦されたもの
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その目的達成のため協力するものとして入会したもの

(入会)

第6条 正会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、毎事業年度、総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれか（特別会員にあっては、第2号に限る。）に該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

(1) 会費を3年以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会の日の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総正会員が同意したとき。

(2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会費等の不返還)

第11条 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 事業計画書及び収支予算書の承認

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における第17条及び前条の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

- 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第28条 役員には報酬等を与えることができる。

2 報酬等を受ける役員、報酬等の額等については、総会の決議により別に定める。

(顧問)

第29条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

4 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開くことができない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第37条 この法人に、理事会の決議により専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、理事会を補佐し、専門的事項を検討する。

3 専門委員会の委員は、理事会の決議によって理事及び会員の中から選定する。

4 専門委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第38条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、総会の承認を得られない場合には、当該事業年度の開始の日から3か月以内に総会の承認を得るものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算を執行する。

3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 理事長は、第1項の事業計画書又は収支予算書を変更しようとするときは、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

5 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (7) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号から第5号まで及び第7号の書類については、通常総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、青森県において発行する東奥日報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は中尾良仁、副理事長は三上巽とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

第46回通常総会資料

令和8年6月

発行 一般社団法人青森県農業経営研究協会

〒036-0522

青森県黒石市田中 82-9

(地独) 青森県産業技術センター内

TEL 0172-53-7910(直通)

FAX 0172-40-4161(代表)

URL <https://www.aomorinokeiken.com/>

